

報告第15号

教職員の人事に係る専決について

上記のことについては、教育委員会の会議を招集する暇がないので、茨城県教育委員会事務専決規程（昭和46年茨城県教育委員会訓令第5号）第2条第1項の規定に基づき、平成19年11月28日付けで下記のとおり専決しましたから、同条第2項の規定に基づき報告します。

このことについて、承認願います。

平成19年12月25日

茨城県教育委員会教育長 稲葉 節生

記

- 1 学校名 常陸大宮市立■■■■小学校
- 2 職・氏名 教諭 ■■■■■■
- 3 措置 懲戒免職
- 4 措置の理由 平成19年11月14日（水）午前7時35分頃、通勤途上の常陸大宮市東富町の国道交差点において右折した際、対向車線を直進してきた普通乗用車と接触する事故を起こし、警察官による現場検証の際、飲酒検知を受け、アルコール濃度呼気中0.2mg/ℓが検出されたことにより、道路交通法違反（酒気帯び運転）の現行犯で逮捕された。
このことは、教職員の職務と社会的立場を考えると、その信用を著しく失墜させる教育公務員としてあるまじき行為である。
よって、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定により懲戒免職とする。
- 5 発令年月日 平成19年11月30日